

丸亀市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により執行した財政援助団体への監査結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成20年9月12日

丸亀市監査委員 大岡正典

丸亀市監査委員 高木新仁

監査対象団体 社団法人 丸亀市シルバー人材センター

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 平成 19 年度に支出した「社団法人 丸亀市シルバー人材センター」への補助金にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 20 年 6 月 20 日から 7 月 14 日
- 4 監査執行日 平成 20 年 7 月 15 日
- 5 補助金等の概要

名 称	丸亀市高齢者就業機会確保事業 (運営分)	丸亀市高齢者就業機会確保事業 (人件費分)
交付根拠	丸亀市高齢者就業機会確保事業 費補助金交付要綱	予算措置による
補助目的	高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ること	
交 付 額	14,102,000 円	9,778,128 円
合 計	23,880,128 円	
所 管 課	健康福祉部福祉課	

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

丸亀市シルバー人材センターは、定年退職等の高齢者の希望に応じ、臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資するとともに活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(2) 事業

ア 臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く。)を希望する高齢退職者等のために当該就業の機会を確保し、組織的に提供すること。

イ 臨時的かつ短期的な雇用による就業を希望する高齢退職者のために無料の職業紹介事業を行うこと。

ウ 高齢退職者に対し、臨時的かつ短期的な就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習等を行うこと。

エ 高齢退職者等のための臨時的かつ短期的な就業に関し必要な業務を行うこと。

(3) 事務所所在地

丸亀市幸町一丁目 10 番 15 号

(4) 会員

正会員、特別会員、賛助会員

(5) 会議

通常総会、臨時総会、理事会、評議員会(理事長が委嘱した評議員 20 名以内をもって構成する。)

(6) 役員

理事長 1 名、副理事長 2 名、常務理事 1 名、理事 15 名以上 20 名以内、監事 2 名

7 監査方法

丸亀市シルバー人材センターへの平成 19 年度補助金にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金等に係る出納その他の事務は、補助目的に従いおおむね適正に執行されているが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

- (1) 立替払において領収書のみ添付されているが、その内容が不明確である。補助目的に従って予算執行されたものであることが確認できるようにすること。
- (2) 切手、収入印紙等については受払簿を作成されているが、その使用目的を明確にすること。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

監査対象団体 財団法人 ミモカ美術振興財団

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 平成 19 年度に支出した「財団法人ミモカ美術振興財団」への補助金にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 20 年 6 月 20 日から 7 月 10 日
- 4 監査執行日 平成 20 年 7 月 11 日
- 5 補助金の概要

名 称	美術館展覧会開催事業
交付根拠	予算措置による
補助目的	美術館展覧会開催等補助
交 付 額	72,988,000 円
所 管 課	教育部文化課

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

財団法人ミモカ美術振興財団は丸亀市猪熊弦一郎現代美術館において猪熊弦一郎画伯の画業を顕彰する事業並びに美術に関する知識と教養の向上を図るための諸事業を多面的かつ積極的に行い、地域住民の芸術文化の振興発展に寄与することを目的としている。

(2) 事業

- ア 猪熊画伯からの寄贈作品等の整理、保管及び貸出しなど
- イ 常設展示、各種展覧会開催
- ウ 教育普及として子どものワークショップ、現代芸術入門講座などの開催
- エ 関係他団体との共催によるコンサートなどの開催
- オ 講演会、レクチャー、公開制作などの催物実施
- カ 収益事業としてミュージアムショップ(売店)の運営
- キ 美術館及び各事業の周知などの各種広報活動
- ク その他目的達成のために必要な事業

(3) 事務所所在地

丸亀市浜町 80 番地 1 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館

(4) 組織

理事会、評議員会

(5) 役員

理事長 1 名、副理事長 1 名、常務理事 1 名、理事 5 名、監事 2 名、評議員 14 名

7 監査方法

財団法人ミモカ美術振興財団への平成19年度補助金にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金等に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次の事項について改善又は検討するよう指導していただきたい。

改善すべき事項

- (1) 契約の方法については、総てが随意契約であり、その多くが一者随契になっている。美術品については唯一無二の作品であることから実績のある業者に委託することについては理解できるものの、事業内容によっては、見積もり合わせ等により競争性の確保も可能と思われるので、精査の上、更なる支出削減に努めること。
- (2) 展覧会場の設営や展示品の運送については、「展示品を所有する契約の相手方から展示品を取扱う業者を指定された。」との理由により一者随契をしている。一者随契を行うことにより予定した展覧会費用をオーバーすることが懸念されるので、事前に理事会で詳細説明の上、承認を得ておくこと。又、展覧会の開催計画に当たっては、理事会への事前説明をより詳細に行い、計画変更も含めた調整を行うこと。
- (3) 契約の相手方が外国人や外国企業である場合において、相手国の通貨による契約(外貨建て契約)になっており、為替変動によるリスクを財団が負担することになっている。当然のことながら、為替変動により理事会が予定した費用をオーバーすることが想定されることから円建て契約とすること。やむを得ず外貨建て契約とする場合は事前に理事会の承認を得る等、必要な調整措置を講じておくこと。
- (4) 作家や講師等の出張を要請する場合において、謝礼とは別に宿泊料や昼食代金等を負担している。過大な費用負担とならないよう、これ等を一括して謝礼として支払うよう改めること。また、その経費の内訳及び積算を明確にして決裁を受けておくこと。

検討すべき事項(意見)

- (1) 美術館と図書館の施設の一括管理について

美術館は、「財団法人ミモカ美術振興財団」が非公募により施設の管理と美術館の運営を一括して指定管理者として指定され、管理運営している。

財団は施設の保全管理や清掃等について民間業者に随意契約により委託している。

一方、図書館は施設の保全管理や清掃等を美術館が委託した民間業者に随意契約により委託している。

美術館と図書館は、一体的な建物として建設されたものでもあり、競争性の確保による経費の節減や業務量の軽減を図るため、財団への委託は原則として美術館の運営を委託することとし、美術館と図書館の施設管理については、建物の修繕や設備の改

修も想定されることから施設を適正に管理できる部署が所管する等、一括管理することについて検討していただきたい。

(2) 指定管理委託期間について

美術館の指定管理委託期間は、第1回目が平成18年度と平成19年度の2年間であり、第2回目は、平成20年度の1年間と短期間である。企画展については構想から実施までに2~3年を要するものが多いようである。多種多様な市民ニーズに応じるためには、長期的な視野にたって計画的に効率良く、効果的に実施すべきである。ついでには、指定管理期間を長期化することについて検討していただきたい。

(3) 理事会が審議し、決定すべき事項等の明確化について

財団法人の寄付行為第13条に「新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。」と定められているが、理事会が適時・的確に決定するためには、「理事会において審議し、決定すべき事項」と「理事会に報告し、承認を経る事項」に区分して明確に規定すべきであると考えているので規程等を定めることについて検討していただきたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

監査対象団体 丸亀市文化協会

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 平成 19 年度に支出した「丸亀市文化協会」への補助金にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 20 年 6 月 20 日から 7 月 10 日
- 4 監査執行日 平成 20 年 7 月 11 日
- 5 補助金の概要

名 称	丸亀市文化協会運営事業	丸亀市文化協会育成事業
交付根拠	予算措置による	
補助目的	加入団体の創作意欲と技能の向上を図ることにより、健全な地域文化の創造発展及び伝統文化の継承に寄与するための事業補助	
交 付 額	1,678,000 円	2,800,000 円
合 計	4,478,000 円	
所 管 課	教育部文化課	

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

丸亀市文化協会は健全な郷土文化の創造発展と水準の向上に努め、合わせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(2) 事業

- ア 郷土文化の開発、調査、研究、承継に関すること。
- イ 文化的施設の拡充、整備に関すること。
- ウ 文化関係事業の企画、開催に関すること。
- エ 会報、機関紙、研究記録などの印刷刊行に関すること。
- オ その他協会の目的達成に必要なこと。

(3) 事務所所在地

丸亀市大手町二丁目 1 番 20 号

丸亀市生涯学習センター 2 階 (丸亀市教育委員会教育部文化課内)

(4) 組織

協会は展示部門 (美術・華道・茶道・文芸・生活文化)、舞台部門 (音楽・舞踊・演劇・伝統芸能) に分かれ、部門別に結成された各文化団体をもって組織する。

(5) 役員

会長 1 名、副会長 2 名、書記 1 名、会計 1 名、監事 2 名

7 監査方法

丸亀市文化協会への平成 19 年度補助金にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金等に係る出納その他の事務は、補助目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

- (1) チケット販売にかかる手数料を差し引いて収納されているが、収入は収入、支出は支出として処理し、収入と支出を混同しないようにすること。
- (2) まるがめ芸術祭主催公演の特別会計として実行委員会が保管している領収書については、事業が適正になされているかを確認する必要があることから、文化協会で保管すること。
- (3) 切手等の購入は必要枚数だけとし、もし残数が発生する場合は受払簿を作成し管理すること。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。